

岩手県告示第 512 号

都南の園使用料等条例（昭和 32 年岩手県条例第 42 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により、使用料及び手数料の額を次のように定め、都南の園、知的障害者援護施設及び知的障害児施設使用料等条例第 2 条の規定による使用料及び手数料の額（平成 15 年岩手県告示第 305 号）は、廃止する。

平成 18 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 次の各号に掲げる使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に定める点数を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とする。

(1) 条例第 2 条第 1 号に規定する消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの使用料又は手数料

算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）を適用する診療科にあつては医科点数表、算定方法別表第 2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）を適用する診療科にあつては歯科点数表により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。

(2) 健康診断料

医科点数表を適用する診療科にあつては医科点数表第 1 章基本診療料第 1 部初・再診料第 1 節初診料に準じて算定した点数（以下「初診料の点数」という。）、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表第 1 章基本診療料第 1 部初・再診料第 1 節初診料に準じて算定した点数（画像診断その他の検査を行った場合は、それぞれこれらの点数に、医科点数表を適用する診療科にあつては医科点数表、歯科点数表を適用する診療科にあつては歯科点数表に準じて算定した点数を加えた点数）に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。

(3) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を 10 円で除して得た数に相当する数の点数に、初診料の点数と医科点数表第 2 章特掲診療料第 6 部注射通則及び第 1 節注射料に準じて算定した点数を加えた点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。

(4) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1 通 315 点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1 通 189 点

(b) 連記式のもの 1 人につき 74 点

(イ) 死亡診断書 1 通 315 点

(ウ) その他の診断書

a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1 通 315 点

b その他の診断書 1 通 525 点

イ 証明書

(ア) 交通事故に係る証明書 証明期間 1 月につき 315 点

(イ) その他の証明書

a 診療内容の明細を記入した医療費証明書その他これに類する内容の複雑な証明書 1 通 315 点

b その他の証明書 1 通 74 点

(5) 歯科点数表算定外歯冠修復及び欠損補てつ料（金合金、白金加工、金属床、ポーセレン等保険給付外の材料を使用する歯冠修復及び欠損補てつ料をいう。）

都南の園園長が知事の承認を得て定める点数とする。

- 2 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の使用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）により算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。